

学 第 7 6 2 号
令和元年 7 月 1 8 日

各 私立 高 等 学 校 設 置 者 様
関 係 専 修 学 校 (高 等 課 程) 設 置 者 様

千葉県総務部学事課長
(公印省略)

高等学校等就学支援金の事務で得た課税情報の目的外利用に
係る取扱いの変更について (通知)

日ごろより私立学校の振興に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年3月1日付け学第1559号で、高等学校等就学支援金
(以下、「支援金」という。)においてマイナンバー等から得た課税情報を
授業料減免事業等で活用する際の取扱いについて通知したところですが、今般、
文部科学省からの通知により、課税情報等の取扱いを変更しなければならなくなりました。

各学校の皆様には大変ご迷惑をおかけしてしまい申し訳ありませんが、
今年度の取扱い等について下記のとおり整理いたしましたので、御理解
いただきたく、よろしく願いいたします。

記

1 文部科学省からの通知内容

- 平成28年2月の文部科学省からの通知では、支援金事務のために提出されたマイナンバーから得た課税情報を、授業料減免等の事務に用いて良いと見解が示されていました。
- しかし、今般、マイナンバーを所管する内閣官房と文部科学省の協議の結果、支援金事務のために保護者から提出されたマイナンバーから得た課税情報は、授業料減免等の事務のために利用することはできないとの見解を示す通知が文部科学省からありました。
- ただし、「支援金における認定結果 (認定・不認定、加算区分) に係る情報については、授業料減免等の他の事務のために利用することは可能であるとされています。

2 今年度の取扱い

文部科学省からの通知を踏まえ、今年度の運用を以下のとおりとします。

- ・ 支援金加算区分 2.5倍～1.5倍の生徒については、就学支援金の加算区分を活用して授業料減免、入学金軽減を実施します。【収入区分等比較表】参照
- ・ 支援金加算なしの生徒で授業料減免を希望する生徒については、支援金の認定結果だけでは当該生徒が授業料減免の対象者（住民税所得割額の合計が292,500円以下）であるか判定できないため、課税証明書を取得してください。（県へ補助金の交付申請をする際に、支援金加算なしの内、授業料減免の対象となる生徒の保護者の課税証明書等の写しを提出していただきます。）
- ・ 生活保護受給世帯については、昨年度までと同様に生活保護受給証明書を提出してください。（住民税所得割額の合計が85,500円以上でも、授業料減免1号に該当することで全額減免の対象となります。）
- ・ 課税情報（支援金認定結果を含む。）の目的外利用については、平成31年3月1日付け学第1559号に基づき適切に取り扱うよう、お願いいたします。

【収入区分等比較表】

年収等区分	就学支援金	授業料減免	入学金軽減
生活保護※	2.5倍	1号（全額）	適用
～250万円	2倍	2号（全額）	—
～350万円			
～590万円	1.5倍	3号 (2/3 補助)	—
(～640万円)	加算なし	3号 (2/3 補助)	—
～910万円		—	—

支援金の加算区分を適用し、審査を行う。

支援金の加算区分だけでは審査が完了しないため課税証明書の取得を行う。

※生活保護受給証明書等を別途提出

3 今後の取扱い（予定）

- ・ 来年度以降は、支援金事務で提出されたマイナンバーを利用して、課税証明書を取得することなく授業料減免等の審査を行うことができるように整備する予定です。
- ・ 生活保護受給世帯については、昨年度までと同様に生活保護受給証明書を提出していただきます。

(担当)
 千葉県総務部学事課私学振興班 石井
 TEL:043-223-2162
 Mail:gakuji2@mz.pref.chiba.lg.jp